

鳥環審査第2702号  
平成28年2月1日

鳥取県生活環境部長 中山 貴雄 様

鳥取県環境影響評価審査会長 佐野 淳之



平成27年度環境影響評価審査会（第2回）の審議結果について（報告）

平成27年11月27日付発生環第607号の東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）の環境影響評価書の変更届については、平成27年12月9日に開催した当審査会で意見を提示し、また当該審査会後にも各委員が内容を改めて確認し、個別に意見を提示してきたところです。

平成28年2月1日に開催した当審査会において、これらの意見に対する事業者の適切な対応を確認したことから、当該変更届に対しては、環境影響評価に係る技術的観点からの問題は特にないと結論に至りましたので報告します。

なお、当該事業の実施等に当たっては、事業者に対し下記の事項に留意するよう求めることが必要と考えますので、適切な対応をお願いします。

記

| 留意事項   | 理由   |
|--|--|
| 1. 事業の実施にあたっては、評価書に記載された環境保全措置を基本として、現況の環境を極力悪化させないよう最大限努力、必要に応じて追加の環境保全措置等を講じること。 | ・騒音に関して、周辺環境の変化により、既に事業者の定める保全目標値を超えるレベルとなっており、現況の環境を極力悪化させないための最大限の努力が求められる。        |
| 2. 評価書に記載された事後調査については、予測に不確実性が伴うことを十分に認識した上で、必要に応じて専門家の意見を聴取するなどし、綿密に行うこと。         | ・これまでの条例手続における知事意見でも同様の意見は出されているが、この度の審査会においても、委員から綿密な事後調査等に係る意見があった。                |
| 3. 当該事業の実施に当たっては、環境に関する新たな知見を積極的に収集し、必要に応じて周辺住民への情報公開、追加のモニタリングや環境保全措置の実施等に努めること。  | ・環境影響評価実施時点では確立された手法がなく予測評価等が困難なPM2.5などの環境項目について、今後新たな知見の積極的な取り入れや必要に応じた適切な対応が求められる。 |